

**強い経済の実現と健全で持続可能な地方行財政基盤
の確立のための地方税財政改革についての意見**

令和8年6月22日

地 方 財 政 審 議 会

強い経済の実現と健全で持続可能な地方行財政基盤 の確立のための地方税財政改革についての意見

はじめに.....	1
第一 今後の地方財政の在り方.....	3
1. 地方財政の現状.....	3
2. 地方の歳出構造.....	4
(1) 社会保障関係費の増加.....	4
(2) 人件費の増加.....	5
(3) 物価の上昇.....	6
(4) 金利の上昇.....	7
3. 持続可能な地方税財政基盤の構築.....	8
(1) 自動車関係諸税に係る安定財源の確保.....	8
(2) 都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築等.....	9
(3) 地方税のその他の諸課題.....	10
4. 一般財源総額の確保等.....	11
(1) 一般財源総額の確保.....	11
(2) 予算編成の在り方の見直しへの対応.....	12
5. 地方財政の健全化.....	13
第二 主な重要課題への対応.....	14
1. 強い地域経済の実現.....	14
(1) 地域未来戦略の推進.....	14
①地域未来基金費.....	14
②地域 A X の推進.....	15
(2) 地域を支える人材育成.....	15
(3) 官公需の価格転嫁.....	16
2. 地方の「暮らし」と「安全」を守る.....	17
(1) 関係人口の創出等.....	17
(2) 地域を支える持続可能な公共インフラ・サービスの確保.....	18
①インフラマネジメントの強化.....	18
②地域医療提供体制の確保.....	18
③防災・減災、国土強靱化の推進.....	20

④消防防災力の強化	20
3. 人口減少等に対応した行政サービス提供体制の構築	22
(1) デジタル化の推進	22
①自治体DX・AXの推進	22
②地方公共団体情報システムの標準化への対応	23
③地方自治体におけるサイバーセキュリティ対策の強化	24
④給付事務の効率化	24
(2) 広域連携の推進	26
4. 社会保障と税の一体改革	27
おわりに	28

資料

強い経済の実現と健全で持続可能な地方行財政基盤 の確立のための地方税財政改革についての意見

令和8年6月22日
地方財政審議会

当審議会は、強い経済の実現と健全で持続可能な地方行財政基盤の確立のための地方税財政改革について検討した結果、次のとおり結論を得たので、総務省設置法第9条第3項の規定により意見を申し述べる。

はじめに

我が国の令和8年度の名目GDPは、過去最高を更新して700兆円に迫る見通しとなっている。また本年の春季労使交渉を通じて、賃上げ率は3年連続で5%を上回る見込みである。このように日本経済は、成長と分配の好循環が進みつつある。しかし、イランに端を発した中東情勢の不安定化等が生じたことで、経済の下振れや物価の上振れ、サプライチェーンの大規模な混乱といったリスクが懸念され、経済情勢は予断を許さない状況にある。

地方財政についても、令和8年度地方財政計画の歳入において、過去最高の地方税収が計上される一方で、歳出において、物価高や人件費、金利の上昇等による歳出押上げ圧力が強まっている。加えて、地方自治体は、インフラ老朽化への対応やサイバーセキュリティ対策など、多様化・複雑化する課題に直面し、経済情勢の先行き不透明感の拡大と併せて、難しい財政運営を迫られている。

このように地方自治体を取り巻く環境が複雑さを増す中、国は、「日本列島を、強く豊かに」するため、「地域未来戦略」を推進し、強い地域経済の構築を目指している。また、将来にわたり、持続可能かつ最適な形で行政サービスを提供可能とする地方制度の構築を目指し、地方制度調査会に対して「国・都道府県・市町村の役割分担」の在り方などについて調査審議を求めている。

我が国の内政を担う地方自治体は、国と協力して地域未来戦略を推進するとともに、多様な行政サービスを安定的に確保し、持続可能な地域社会の実現に取り組むことが求められている。そのためには、地域経済の成長と財政の健全化を両立させ、確固とした地方税財政の基盤を構築して、必要な歳出総額及び一般財源総額を安定的に確保することが不可欠である。

政府は近く、いわゆる「骨太の方針」において、経済財政運営と改革の基本方針を示す予定である。

こうした状況を踏まえ、当審議会は、強い経済の実現と健全で持続可能な地方行財政基盤の確立のための地方税財政改革に対する考え方を示すこととした。

第一 今後の地方財政の在り方

1. 地方財政の現状

地方財政の現状を概観すると、堅調な国・地方の税収動向等を背景に、財源不足額は減少傾向にある。令和8年度地方財政計画では、赤字地方債である臨時財政対策債の新規発行額が2年連続でゼロとなったほか、地方の債務残高も減少し続けており、財政の健全化は進みつつある。

しかしながら、中東情勢の不安定化等を背景に、これまでの経済環境に変化の兆しが見られ、それが国税・地方税収入に与える影響が懸念される。

また、社会保障関係費や人件費の増加、物価高、金利の上昇等により、地方の歳出を押し上げる圧力が高まっている。加えて、上下水道や病院などの地方公営企業について、人口減少に伴う料金収入の減少等により経営環境が厳しさを増していることに留意が必要である。

地方の債務残高は、令和8年度末時点の見込みで約166兆円に上っている。このうち、地方の特例的な債務は、臨時財政対策債の残高の約38.8兆円と交付税特別会計借入金の残高の約22.6兆円をあわせて約61.4兆円となお巨額である（資料1）。これらの債務の縮減が地方財政の大きな課題である。

2. 地方の歳出構造

地方財政計画の歳出は、国の法令や制度に基づく義務的な社会保障関係費が増加する一方で、給与関係経費や投資的経費（単独）、公債費が減少してきたことで、長らくほぼ横ばいで推移してきた。しかし、直近では、経済・物価動向によるものを含め、歳出は増加の方向に転じている（[資料2](#)）。今後、この動きを地方財政計画に適切に反映し、所要の財源を確保することが求められる。

（1）社会保障関係費の増加

社会保障関係費については、高齢化の更なる進展等により、今後も社会保障制度に係る義務的な地方負担は増大することが想定される。

少子高齢化が一層進んでいく中、医療や介護等を持続可能なものとするためには、給付と負担の両面から、人口構成の変化に対応した社会保障制度へ見直さなければならない。

国においては、「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」（令和5年12月22日閣議決定）に基づき社会保障の制度改革やそれを通じた歳出の見直しを進めるとしている。社会保障施策の多くは、住民に身近な地方自治体により実施されており、その役割は極めて大きいことから、社会保障制度改革等に当たって、地方の意見を十分に踏まえることが必要である。

特に、今後は、医療・介護の複合ニーズを抱える85歳以上人口の増加が見込まれる令和22（2040）年頃¹を見据えた新たな地域医療構想の策定・推進が重要となる。

また、少子化は我が国が直面する最大の危機であり、若年人口が急激に減少する2030年代に入るまでに人口減少に歯止めをかけなければな

¹ 厚生労働省の「新たな地域医療構想等に関する検討会」が令和6年12月18日に公表した取りまとめによれば、全国的に人口が減少する中、85歳以上を中心に高齢者数は2040年頃のピークまで増加すると見込まれる。これに伴い、2040年の医療需要については、2020年と比較して、85歳以上の高齢者の救急搬送件数は75%、在宅医療の需要は62%増加する見通しである。

らない。こども・子育てサービスの多くは地方自治体により提供されることから、こども・子育て政策の強化においては、国と地方が車の両輪となって取り組む必要がある。

「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）の「こども・子育て支援加速化プラン」に基づく事業を実施するに当たっては、地方自治体はその役割を着実に果たすことができるよう、国は引き続き、地方財政計画の歳出に所要額を計上し、その財源を安定的に確保すべきである。

（２）人件費の増加

地方自治体の職員については、既に、平成17年度からの集中改革プラン等により相当数の削減が行われてきた（資料3）。しかし、近年では、DX・GXの推進や相次ぐ自然災害への対応、防災力の強化、感染症対応など地域における健康危機管理体制の拡充、児童虐待防止対策といった多様化・複雑化する行政需要に対応する人材の確保が求められている。特に、比較的小規模の市町村では確保が難しいデジタル人材や技術職員、保健師、保育士等の専門人材について、都道府県等が確保・育成し、深刻な人材不足に直面する市町村への支援を強化する必要がある。

給与については、物価上昇を上回る持続的で構造的な賃上げの実現のための取組が進められている。令和8年の春季労使交渉では、5%を超える高水準の賃上げとなった令和6年、令和7年と同水準の賃上げが見込まれるなど、今後も民間給与は継続的に上昇する見通しである。地方自治体は、人事委員会勧告を踏まえつつ、地域における民間給与等の状況を給与改定に反映させる必要がある。国は、給与改定や教職調整額の引上げに応じて、地方財政計画に所要額を計上しなければならない。

令和8年度地方財政計画では、前年度比0.2兆円増となる0.4兆円の給与改善費が計上された。令和7年度は人事委員会勧告に伴う給与改定額が約0.7兆円（会計年度任用職員分を含む）と多額に上った。民間の賃上げが継続する中で、給与改善費は地方自治体の財政運営の予見可能性を確保する観点からも極めて重要であり、今後も引き続き計上すべき

である。

会計年度任用職員は、一般職の公務員として令和2年度に地方公務員法上の任用根拠が明確化された。給与については、期末・勤勉手当が支給されることになったほか、人事委員会勧告等に伴う給与の遡及改定も概ね8割の団体で実施されるなど、適正な処遇改善が進んでいる。令和8年度地方財政計画において、会計年度任用職員の給与等についても、新たに給与関係経費に計上されたところである。その給与改定等に係る所要額は、引き続き適切に地方財政計画に計上する必要がある。

(3) 物価の上昇

物価高が継続する中、地方自治体が様々な分野におけるコストの増加にきめ細やかに対応できるよう、所要額を地方財政計画の歳出に計上しなければならない。これは、地方自治体が適切に価格転嫁を進め、物価上昇を上回る賃金の上昇を実現して地域経済を活性化させるためにも重要である。

令和6年度以降、地方自治体のサービス・施設管理等の委託料の増加への対応として、地方財政計画の一般行政経費が増額されてきた。令和8年度においては、委託料の増加に加え、労務単価や資材価格の高騰等を考慮して、投資的経費や維持補修費を増額計上した。今後とも、経済・物価動向等を踏まえ引き続き所要額を確保すべきである。

(4) 金利の上昇

足下の金利上昇に伴い、これまで長年減少傾向にあった公債費にも大きな変化が生じている。令和8年5月には、長期金利（新発10年物国債利回り）が29年ぶりに2.8%に達した。金利が高水準の状態が継続すれば、利払費が年を追うごとに増加し、地方財政への影響は長期に及ぶことに留意が必要である。加えて、中長期的には、インフラや公共施設等の老朽化対策や防災・減災、国土強靱化等に係る投資的経費の増加により、建設地方債の元利償還金が増加する可能性もある。それらの影響を踏まえ公債費を適切に地方財政計画へ計上すべきである。

また、交付税特別会計借入金については、短期借入であり、金利上昇の影響を受けやすいことから、必要な地方交付税総額を確保しつつ、借入金の着実な償還に取り組む必要がある。

3. 持続可能な地方税財政基盤の構築

地方自治体が、住民生活に身近なサービスを安定的に提供した上で、それぞれの地域の実情に応じて、創意工夫を凝らしながら持続可能な地域社会を実現していくためには、確固たる税財政基盤の構築が不可欠である。とりわけ、地方自治体が自らの判断で自由に使うことのできる地方税や地方交付税等の一般財源の総額確保が求められる。一般財源の確保が、地方自治体の円滑な財政運営の可否に直結する。

(1) 自動車関係諸税に係る安定財源の確保

令和8年度与党税制改正大綱において、自動車税及び軽自動車税の環境性能割の廃止に伴う減収分（平年度約0.2兆円）については、「安定財源を確保するための具体的な方策を検討」とされた。また、軽油引取税等の当分の間税率の廃止に伴う減収分（平年度約0.5兆円）については、「租税特別措置の見直し等による地方増収分を活用するほか、具体的な方策を引き続き検討し、令和9年度税制改正において結論を得る」とされている。これらの方針に沿って、地方自治体の安定財源の確保を図るとともに、恒久的な制度見直しが実現するまでの間、国の責任において必要な財源措置を講じるべきである。

車体課税については、当審議会の「自動車関係税制のあり方に関する検討会」報告書（令和7年11月）等において、総排気量の値がない電気自動車等の課税に係る税負担の公平性の確保等について指摘してきたところである。

令和8年度与党税制改正大綱においては、電気自動車等について自動車税の最低税率を一律に適用する現行の取扱いを見直し、令和10年度から車両重量に応じた課税方式を導入することが決定された。また、令和10年度以後の自動車税及び軽自動車税については、「その課税趣旨を踏まえつつ、自動車の重量及び環境性能に応じた公平・中立・簡素な税負担の仕組み等について検討し、令和9年度税制改正において結論を得る」とされている。これらの検討に当たっては、地方自治体の社会イン

フラ財源の将来に向けた安定的な確保や、脱炭素化等の環境対策に対する積極的な貢献、地方自治体の課税実務への影響等に留意することが重要である。

（２）都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築等

これまで、地方税の充実確保を図る一方、それに伴い拡大する地方自治体間の財政力格差に対応するため、数度にわたり、国会審議等を経た税制改正を通じて地方財源の偏在是正を進めてきた。

しかしながら、近年、地方税収が増加する中で、都市・地方の財政力格差が広がり、行政サービスの地域間格差の拡大につながっている。

こうしたことを踏まえて、当審議会の「地方税制のあり方に関する検討会」において、地方自治体間の税収の偏在や財政力格差の状況について原因・課題の分析を行い、令和7年11月に報告書を取りまとめた。報告書では、財政力格差の拡大を背景として、「地方公共団体の政策の選択の結果とはいえない行政サービスの地域間格差が拡大」しており、「地方公共団体間の財政力格差の是正を図るべく、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築するための具体的な方策を講じるべきである」との結論に至った。

令和8年度与党税制改正大綱においては、

- ・特に偏在度の高い地方法人課税における税源の偏在を是正する追加的な措置として、新たに法人事業税資本割を特別法人事業税・譲与税の対象とするとともに、所得割・収入割に係る特別法人事業税・譲与税の割合を高めるなどの措置を検討し、令和9年度税制改正において結論を得る
- ・東京都が課税する特別区の土地に係る固定資産税について、著しく税収が偏在している状況に鑑み、その課税の仕組みや、東京都と特別区の事務配分の特例、都区財政調整制度といった東京都特有の制度への影響等を踏まえつつ、必要な措置を検討し、令和9年度以降の税制改正において結論を得る

との方針が示された。

東京都も含めたわが国全体が将来にわたり持続可能な形で発展していくためには、地方の活力の維持・向上が不可欠である。都市も地方もお互いに支え合うという基本的な考えに立ち、令和8年度与党税制改正大綱に沿って、偏在性の小さい地方税体系の構築に向けて、令和9年度税制改正において具体的な取組を講じる必要がある。

是正措置を講じてもなお生じる税源の偏在に関しては、全国どのような地域であっても、一定水準の行政サービスを確保するために必要な財源を保障する地方交付税の機能が十分に発揮されるよう、地方交付税総額の確保や適切な算定を行うことが必要である（資料4）。

（3）地方税のその他の諸課題

個人住民税については、令和8年度与党税制改正大綱において、「地域社会の会費」的な性格を踏まえ、所得税の諸控除の見直しのほか、地方税財源への影響や税務手続の簡素化の観点等を総合的に勘案し、地方自治体の意見を踏まえつつ、その基礎控除等について必要な対応を検討するとされており、検討結果に沿って適切に対応することが求められている。

ふるさと納税については、ふるさとやお世話になった地方自治体へ感謝や応援の気持ちを伝えるために創設された制度の趣旨に即して、受け入れた寄附金のできるだけ多くが、地方自治体による行政サービスの充実や地域振興のために活用されるべきである。令和8年度税制改正においては、地方自治体の寄附金活用可能額の割合を段階的に6割以上に引き上げる見直しが行われた。これを踏まえ、令和6年度のポータルサイト手数料率が11.5%に達する中、国はポータルサイト運営事業者に対し、手数料の速やかな引下げを要請した。国は引き続き、手数料の縮減等、制度の健全な運用に向けた取組を進めることが重要である。

4. 一般財源総額の確保等

(1) 一般財源総額の確保

これまで述べてきたように、経済環境の変化に伴う地方歳出の増加は多くの行政分野において生じている。人件費や物価の上昇は、地方自治体のみならず、公共事業や施設管理を通じて地域を支える民間事業者や、そこで働く人々にも及んでいる。不断の行政改革は必要であるが、このような経済・物価動向に対応するのに必要な財源が確保されなければ、適切な価格転嫁を通じた地域経済の好循環の実現につながらないばかりでなく、地方自治体の行政サービスの維持すら困難となるおそれがある。

また、地方自治体は、上下水道や公共施設等のインフラマネジメントの強化や、公立病院の厳しい経営環境が続く中での持続可能な地域医療提供体制の確保、自然災害の頻発化・激甚化を踏まえた防災・減災対策の推進など、人口減少等に伴う行政課題への取組にも迫られている。

地方自治体が、それらの課題に対応して行政サービスを安定的に提供し、官公需の価格転嫁等を通じて地域経済の活性化を推進するため、経済・物価動向等を反映することにより増加する経費を地方財政計画の歳出に計上し、それに見合った一般財源総額を確保すべきである。

なお、令和6年度決算において、地方自治体の基金残高が増加しているが、その主な要因は、税込増による将来の普通交付税の減額精算に備えた積立てや、「臨時財政対策償還基金費」のように制度的に想定されている減債基金への積増し等によるものである。したがって、基金残高の増加をもって地方財政に余裕があると判断するのは適当ではない。

能登半島地震など、激甚化・頻発化する災害から住民の命や生活を守るための対策や、新型コロナウイルス感染症対応の初期段階において国の補正予算に先んじて住民や事業者への緊急対策を迅速に講じる際には、財政調整基金等の活用が有効であった。これらにより、不測の事態において地方自治体が機動的な財政運営を可能にする基金の意義が改めて認識されたことを忘れてはならない。

(2) 予算編成の在り方の見直しへの対応

国の予算編成について、その予見可能性を確保し、地方自治体や民間事業者の取組を後押しするため、予算編成の在り方の見直しとして、毎年補正予算が組まれることを前提とした「補正予算依存」から脱却し、恒常的な施策に係る予算は可能な限り当初予算で措置することが検討されている。これが実現した場合に必要な地方負担分についても、地方財政計画に所要額を計上し当初予算においてその財源を確保するなど、円滑な事業執行や地方自治体の財政運営に支障が生じないよう適切に対応する必要がある。

5. 地方財政の健全化

前述のとおり、近年、地方財政計画上の財源不足額は減少傾向にあり、令和8年度は、2年連続で地方交付税法第6条の3第2項²に該当しない状況となっている。また、赤字地方債である臨時財政対策債の新規発行額も2年連続でゼロとなったほか、地方の債務残高と特例的な債務残高はともに減少しており、地方財政は健全化が進みつつある。

しかしながら、今後については、経済情勢の先行き不透明感の広がりや、物価高や人件費の上昇等による地方の歳出の増加等により、予断を許さない状況にある。

令和9年度以降も、必要な地方財源を確保し、臨時財政対策債の新規発行額ゼロを継続するよう努力するとともに、約61.4兆円と巨額に上っている特例的な債務残高の着実な縮減に取り組むべきである。

地方自治体は、人口減少・少子高齢化が進む将来を見据え、持続可能な地域社会を築くため、地方財政の健全化に不断に取り組み、地域社会を支える基盤を確かなものとしなければならない。このため、地方自治体は、引き続き、国と基調を合わせて、歳入面においては、地域経済の活性化により地方税等の自主財源の増加に努めるとともに、歳出面においては、行政サービスの重点化・効率化に取り組むことが不可欠である。

² 地方交付税法第6条の3第2項は、地方財政対策を講じる前に、通常の例によって算出される財源不足額が、その対策分を含まない普通交付税の総額の概ね1割程度になる状況が2年連続し、3年以降も続く見込みになった場合は、地方行財政制度の改正又は交付税率の見直し等を行うという趣旨の規定として運用されている。

第二 主な重要課題への対応

1. 強い地域経済の実現

全国どこに住んでいても、安全に生活することができ、必要な医療・福祉や質の高い教育を受けることができ、働く場所がある。そのような活力ある地域社会の実現のためには、安定的な地方税財政基盤に加え、強い地域経済を構築することが重要である。

また、人口減少対策や東京一極集中の是正等を目指す従来からの地方創生についても、引き続き「地方創生推進費」の所要額を地方財政計画に計上するなど、その施策を推進すべきである。

(1) 地域未来戦略の推進

国は、地方が持つ「伸び代」を活かし、地域ごとの産業クラスターを全国各地に形成し、世界をリードする技術・ビジネスを創出するとともに、地場産業の付加価値向上と販路開拓を強力に支援し、自立的かつ持続的に「稼げる」地方経済をつくり出すため、地域未来戦略を推進することとしている。

地方自治体は、当該戦略を踏まえて「地域産業成長プラン」を策定し、重点的に育成すべき産業分野を特定し育成を図ることや、地域に根差す多様な産業の発展を促すことなどに力を入れることが求められる。

①地域未来基金費

令和8年度地方財政計画においては、地域未来基金費（0.4兆円）が創設された。都道府県には、同基金費を活用した地域未来戦略の積極的な推進が期待されている。その際、必要に応じて市町村と連携しつつ、地域の特色を反映させたきめ細やかな施策に取り組むべきである。

②地域 A X の推進

人口減少下において、地方の大きな潜在力を活かすためには、地域企業の生産性向上を図るべく、A I を活用した地域の変革「地域 A X（A I トランスフォーメーション）」の推進が重要である。

このため、国は、A I を活用した地域密着型の新規事業の立ち上げや先進的なプロジェクトの創出への支援などを通じ、特に、地域の中堅・中核となる企業における A I 導入を促進する必要がある。

（２）地域を支える人材育成

地域社会を支えるのは、その地域の人材である。他方、A X 時代の産業構造の変化に伴い、人材需要も大きく変化している。現在の教育課程では早期に文系と理系に明確に区分されて固定化されるなど、文理が分断されている。理系人材が少ない構造のままでは、理工・デジタル系人材の不足が拡大し、将来の人材需給におけるミスマッチが生じる懸念がある。実際、既に、人口減少や大都市圏への人材流出により、地方では地域の医療・福祉、産業、インフラの維持に不可欠な人材が不足し始めている。

地方自治体は、産業構造の変化や人口減少等を見据え、令和 8 年度に創設された高等学校教育改革等推進事業債も活用しつつ、産業界や地域の高校・高専・大学等と連携して、文理分断から脱却し、A X 時代の産業基盤・地域社会を支える理工・デジタル系人材の育成を推進すべきである。国は、地方自治体が地元の大学等と連携して行う地域を支える高度な人材の育成などの取組について、引き続き支援する必要がある。

(3) 官公需の価格転嫁

継続する物価上昇を上回る賃上げを実現するためには、中小企業を中心として、労務費や原材料費等の上昇を円滑に価格転嫁できる環境を整備することが必要である。とりわけ、GDPの4分の1を占める官公需（公的需要）は地方部ほどその割合が高くなる傾向があり、地域経済にとって重要性が高い。地方自治体は、地域経済の活性化等の観点からも、適切な予定価格の設定や最低制限価格制度等の導入などにより、官公需における価格転嫁を確実に行うことが求められる。

令和8年度地方財政計画においては、前述のとおり、委託料や維持補修費、投資的経費等が増額計上されたほか、普通交付税の算定では地方自治体の価格転嫁の取組状況を反映させることとしている。国は、引き続き所要額を適切に地方財政計画に計上するとともに、運用面での継続的なフォローアップや助言の実施など、地方自治体の官公需における価格転嫁を後押しすべきである。

2. 地方の「暮らし」と「安全」を守る

(1) 関係人口の創出等

地方への人の流れや地域を担う人材の確保に資するよう、「地域おこし協力隊」や、都市部の企業の社員や退職者が地域活性化の即戦力として活躍する「地域活性化起業人」等の取組を更に推進していくべきである。

国は、「地域おこし協力隊」について、令和7年度で8,196人の現役隊員数を10,000人に増やす目標を掲げており、応募者数の増加や受入れ体制の強化に向けて、隊員・地方自治体双方をサポートすることが重要である。地域活性化起業人については、企業退職後のシニア層の活用や地方自治体と企業等とのマッチング支援などを強化する必要がある。

また、関係人口を登録・可視化し、地域の担い手確保や活性化等につなげる「ふるさと住民登録制度」について、令和8年度のモデル事業での実証も踏まえながら、地方自治体の関係人口の創出・拡大を支援することが重要である。

このほか、地域の資源と資金を活用した地域密着型事業の立上げ・付加価値向上を促す「ローカルスタートアップ支援制度」や、企業の担い手の確保を後押しする「事業承継等人材マッチング支援事業」、人口急減地域の産業の担い手を確保する「特定地域づくり事業協同組合」の取組を支援する必要がある。

地域の暮らしを守る地域運営組織の持続的な運営支援、「指定地域共同活動団体」制度の円滑な運用に向けた情報提供などにも取り組むべきである。

(2) 地域を支える持続可能な公共インフラ・サービスの確保

①インフラマネジメントの強化

地方自治体は、インフラや公共施設等の維持管理・更新等に計画的に取り組んできたが、埼玉県八潮市で大規模な道路陥没事故が発生するなど、公共インフラの老朽化は依然として深刻な状況にある。国土強靱化の観点からも、地方自治体が中長期的な視点に立って公共施設等の計画的な集約化・複合化や長寿命化対策等を推進し、トータルコストの縮減や財政負担の軽減・平準化を進めることが重要である。

地方自治体の公共施設等の適正管理を支援するための公共施設等適正管理推進事業債については、令和8年度に集約化・複合化等に伴う除却事業の対象に公営住宅等が追加された。国は、同事業債の活用策や取組事例等の周知を行うなど、広く地方自治体の取組を後押しすべきである。また、同事業債の令和8年度までの事業期間について、地方自治体からは延長を求める声が上がっている。令和9年度以降の在り方については、地方自治体の公共施設等の適正管理に関する取組や地域の実情、課題等を踏まえて検討すべきである。

上下水道については、人口減少等に伴い、料金収入が減少するほか、技術職員を含む人材の確保が困難になるなど、経営環境が厳しさを増している。そのような中でも、適正な料金の設定や、国庫補助金や地方財政措置の活用等により、引き続き計画的に老朽化対策に取り組む必要がある。また、経営基盤の強化を図る観点から、各地方自治体の状況を踏まえた広域化・最適化等の取組を進めていくことが重要である。

②地域医療提供体制の確保

地域医療構想については、これまでは2025（令和7）年に向けて、医療機関の機能分化・連携が進められてきた。今後は、医療・介護の複合ニーズを抱える85歳以上人口の増加が見込まれる2040（令和22）年頃を見据え、病床のみならず、入院・外来・在宅医療、介護との連携等を

含めた地域の医療提供体制全体の課題解決を図る構想へと見直すとされ、各都道府県はこの方針に沿って新たな地域医療構想を策定する予定である。国は、持続可能な地域医療提供体制の確保に当たっては、引き続き地方の意見を十分に踏まえる必要がある。

公立病院は、地域における基幹的な公的医療機関として、地域医療の確保のために重要な役割を果たしているが、医師・看護師等の不足や人口減少・少子高齢化に伴う医療需要の変化に加え、近年の物価高騰や人件費の増加など、厳しい経営環境に直面している。

公立病院全体の令和6年度の経常収支は、職員給与費や材料費等の医療費用の増加により、過去最大の3,952億円の赤字を記録した。赤字の公立病院の割合も過去最大となる約8割にまで拡大しており、病院経営は危機的状況にある。

さらに、令和7年度決算も、職員給与費や材料費等は引き続き増加傾向にあり、公立病院の経営環境は一層厳しくなることが予想されている。

このような背景を踏まえ、令和8年度は、診療報酬本体について2年平均でプラス3.09%の改定が行われるとともに、病院事業に対する繰出金への交付税措置が拡充された。各公立病院は、こうした措置を活用し、引き続き経営改善に取り組んでいくことが求められる。

令和7年度までに公立病院経営強化プラン（以下「経営強化プラン」という。）の策定が全病院で完了したが、地方自治体は、前述の経営環境の変化を踏まえ、経営強化プランの実施状況について概ね年1回以上点検・評価し、その結果を着実に公表することが重要である。また、経営強化プランを必要に応じて見直し、機能分化・連携強化や医師・看護師等の確保等に総合的に取り組むことにより、公立病院の経営強化に努めなければならない。

また、国は、経営強化プランに基づく取組等が着実に進み、持続可能な地域医療提供体制を確保できるよう、所要の財政措置を講じるべきである。さらに、経営強化プランが原則として令和9年度に終期を迎えることから、新たな地域医療構想を踏まえつつ、終期後においても、公立病院の経営強化の方策を検討する必要がある。

③防災・減災、国土強靱化の推進

国は、自然災害から住民の生命と財産を守るため、令和8年度から令和12年度までを計画期間とする「第1次国土強靱化実施中期計画」（令和7年6月6日閣議決定）を取りまとめた。防災インフラの整備・管理やライフラインの強靱化など、本計画において「推進が特に必要となる施策」として位置付けられた事業の規模は、5年間で概ね20兆円強程度を目途とするとされた。それらの事業に係る地方負担については、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債や補正予算債により適切に財政措置を講じるとされている。

また、地方自治体が、防災・減災、国土強靱化に係る地方単独事業を一層推進できるよう、緊急防災・減災事業債及び緊急自然災害防止対策事業債の事業期間が令和12年度まで5年間延長されるとともに、令和8年度より対象事業が拡大された。

これらの事業について、国は、引き続き適切に財政措置を講じる一方、地方自治体は、こうした財政措置を積極的に活用し、防災・減災、国土強靱化対策に集中的に取り組むことが求められる。

④消防防災力の強化

大分市の密集住宅市街地で大規模火災が発生し、岩手県大船渡市・大槌町をはじめ各地で林野火災が相次ぐなど、近年、火災の激甚化・頻発化が目立っている。災害の最前線で国民の生命・財産を守る消防の役割は益々増大しており、消防防災力の強化を図ることが重要である。

具体的には、緊急消防援助隊による空中からの消火・救助・情報収集活動や、密集住宅市街地や水利の確保が困難な山間地域における消火活動の体制強化に向けて、消防防災ヘリ・車両・資機材を充実させなければならない。

また、令和8年3月に策定された「消防技術戦略ビジョン」に基づき、AI、ロボット・ドローン等の新技術の研究開発や現場導入、CBRN

E³事案や大規模災害等に対する消防力の高度化などの消防A Xを進める必要がある。

大規模災害時において、地域に密着した消防団の役割は極めて大きいことから、車両・資機材等の更新を含めた更なる充実や、幅広い住民の入団促進による体制の強化、女性も含め全ての消防団員が活動しやすい環境整備等が求められる。さらに、大規模地震時等の火災の発生抑制につながる感震ブレーカーの普及や、マイナ救急が実施できる体制整備も引き続き推進すべきである。

³ 化学（Chemical）、生物（Biological）、放射性物質（Radiological）、核（Nuclear）、爆発物（Explosive）の頭文字をつなげた略語。

3. 人口減少等に対応した行政サービス提供体制の構築

人口減少・少子高齢化が進展する中、地方自治体においては、技術職員などの専門人材を中心とした人材の不足が生じている。さらに、近年の出生数は想定を大きく上回って急速に減少しており、将来の人材不足は一層深刻になるおそれがあるほか、専門人材の都市部への偏在も課題となっている。加えて、行政課題の複雑化等が進む中で、人口減少が深刻な市町村にあっても、その担うべき役割を十分に果たし、創意工夫を要する事業にも力を注いで、行政を自立的に実施できるようにする必要がある。

現在、地方制度調査会は、将来にわたり、地域の特性に応じて、持続可能かつ最適な形で行政サービスを提供していくため、国・都道府県・市町村の新たな役割分担などについて調査審議を行っている。国は、それらを踏まえつつ、事務配分の最適化を進めるとともに、自治体DX・AXや広域連携を推進することが重要である。

(1) デジタル化の推進

①自治体DX・AXの推進

急激な人口減少社会に突入し、担い手不足が急速に深刻化するおそれがある中、人材の供給不足に早急に対応し、持続可能な形で行政サービスを提供していくためには、自治体DXに集中的に取り組み、特に、自治体AXを推進する必要がある。

自治体DXについては、行政運営の効率化と住民の利便性向上を図るため、行政全体のデジタル化として、窓口業務のオンライン完結や自動化等を引き続き推進すべきである。さらに、自治体AXについては、急速に発展するAI技術の活用による、飛躍的な業務効率化や横断的な業務の自動処理の実現など、業務の構造変革が期待されている。AIについては、誤りや偏りを含む不適切な情報がもっともらしく生成される点や入力した機密・個人情報が入り混じり学習・出力されてしまう点など、

様々なリスクに注意する必要がある。国は、地方自治体がこのようなり
スクに適切に対応しつつ、積極的にA Iを活用できるよう支援すること
が求められる。

令和8年度地方財政計画において、「デジタル活用推進事業費」に前
年度比500億円増の1,500億円が計上された。デジタル活用推進事業債
については、A Iチャットボットなど住民の利便性向上のためのシステ
ム導入経費にも充当可能である。地方自治体は、同事業債を積極的に活
用し、一層集中的にデジタル化を進めることが重要である。

また、令和7年度末時点で、全ての都道府県において、広域的なデジ
タル人材確保に向けて都道府県と市町村が連携したDX推進体制が一
定程度構築された。一方、市町村を支援する「自治体DXアクセラレー
タ」については、常勤職員の確保に課題を抱える都道府県も多い。国は、
各都道府県の人材プール構築・活用に向けた伴走支援等により都道府県
を後押しするとともに、市町村支援のための人材プール確保に要する経
費について、引き続き地方財政措置を講じるべきである。また、デジタ
ル分野に関するリスクリングの推進を継続する必要がある。

②地方公共団体情報システムの標準化への対応

情報システムの標準化の取組については、財源面を含め国が主導的な
支援を行うこととされている。

令和7年度末までの標準準拠システムへの移行の難易度が極めて高
い、あるいは、事業者のリソースひっ迫などの事情により令和8年度以
降の移行とならざるを得ないことが具体化した「特定移行支援システム」
を有する地方自治体は、令和7年12月末時点で935団体（1,788団体
の52.3%）に達している。

移行に要する経費については、デジタル基盤改革支援基金により国費
で措置されている。令和7年には、基金の設置年限が令和12年度末ま
で5年間延長されるとともに、基金に追加の財政措置がなされた。移行
経費については、引き続き、国の責任において全額国費により毎年必要
な措置を講じることが重要である。

加えて、ガバメントクラウド利用料を含めたシステム運用経費については、一部の地方自治体から、移行前の数倍となるなど、移行後に大きく増加するという懸念の声が上がっている。それらを踏まえ、移行後に一時的に増加する経費については、令和7年度補正予算（第1号）において国庫補助事業を創設した。また、人件費・物価の上昇といった外的要因等による恒常的な経費の増加については、令和8年度より地方交付税措置を講じるとしている。国は、「自治体情報システムの標準化・ガバメントクラウド移行後の運用経費に係る総合的な対策」（令和7年6月13日デジタル庁決定）に基づく取組を着実に進め、早期かつ確実に運用経費を抑制・適正化すべきである。その上で、標準準拠システムの安定的な運用のために必要な経費について、引き続き適切に財政措置を講じる必要がある。

③地方自治体におけるサイバーセキュリティ対策の強化

サイバー攻撃が高度化・巧妙化する中、個人情報等の多数の機微な情報を保有する地方自治体は、適切なサイバーセキュリティ対策を実行しなければならない。

令和6年の地方自治法改正により、令和8年度から、地方自治体はサイバーセキュリティを確保するための方針を策定し、必要な措置を講じることが義務付けられた。また、令和7年の改正サイバーセキュリティ基本法に基づき、地方自治体を含む重要インフラ事業者等が講じるべき対策の基準が令和8年夏頃に策定される見通しである。

国は、地方自治体のセキュリティ基盤の強化や、サプライチェーン・リスク対策などのサイバーセキュリティ対策の充実を多角的に支援すべきである。

④給付事務の効率化

コロナ禍の令和2年度以降、毎年度実施されている国の要請に基づく物価高対策等の給付事務については、地方自治体から執行に要する多大

な労力と事務費の軽減を求める声が上がっている。国は、事務費について適切に手当をした上で、今後の給付事業に関しては、地方自治体の事務負担の軽減に十分配慮することが求められる。「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和7年6月15日閣議決定）に位置づけられた給付支援サービスについては、共同利用型のウェブサービスである給付支援サービス⁴を構築するなど、継続的に改善することで給付事務を効率的かつ効果的に実施できる環境を整備する必要がある。

⁴ コロナ禍の特別定額給付金の事務処理において、一連のプロセスがデジタル化されていないことなどにより迅速な給付ができなかったことを踏まえ、環境整備が必要であるとされた。その際、各自治体で個別にシステムを開発することは合理的でないことから、デジタル庁において共同利用型のウェブサービスである給付支援サービスを構築している。

（２）広域連携の推進

人材不足等に対応し、行政サービスを持続可能な形にしていくためには、小規模市町村に限らず、地方自治体間の広域連携は重要な選択肢の一つである。このため、国は、これまでの連携中枢都市圏等の水平的な連携・協力の推進に加え、都道府県による市町村の垂直的な補完・支援の一層の推進等、都道府県の役割の強化を図るとともに、事務の共同処理等がまだ十分に進んでいない三大都市圏における広域連携の推進を強化すべきである。

また、人口減少下においても活力ある地域を作る上では、都道府県域を超えて施策に取り組むことも重要である。具体的には、地域の成長につながる施策を、多様な主体の連携により、面的に展開する「広域リージョン連携」の取組を引き続き推進する必要がある。既に、８地域において広域リージョン連携宣言が行われ⁵、各地域において個別のプロジェクトの検討が進められている。国は、各府省で連携して財政面を含めた支援を行い、「広域リージョン連携」に基づくプロジェクトを積極的に後押しすべきである。

⁵ 広域リージョン連携宣言が行われた８地域は、それぞれ以下の分野を中心に取り組む予定である。

北海道地域：宇宙関連産業、GX・ゼロカーボン産業等

東北地域：地域産品の国内外への販路拡大、産業クラスターの形成等

北陸地域：企業誘致、伝統工芸品等の輸出拡大等

中部地域：観光、産業振興等

関西地域：万博で披露された最先端技術の実装化、観光等

中国地域：観光、産業振興等

四国地域：観光、産業振興等

九州地域：半導体産業、MaaS等

4. 社会保障と税の一体改革

「給付付き税額控除」や「食料品の消費税率ゼロ」を含めた社会保障と税の一体改革については、令和8年2月に設置された社会保障国民会議において検討されており、令和8年夏前を目処に「給付付き税額控除」や「食料品の消費税率ゼロ」に関する中間とりまとめを行う予定である。

社会保障国民会議においては、諸外国との比較を通じて中低所得層の勤労者を中心に純負担率⁶の改善が必要であるとされている。「給付付き税額控除」については、その負担軽減を通じ、所得に応じて一層手取りが増えるようにするとともに、いわゆる「年収の壁」などによる「働き控え」の緩和を通じた就労促進を図ることを政策目的とし、制度設計が検討されている。事務負担軽減のための国の対策等が必要であり、国と地方が協力して運営していくという基本的な考え方の下、地方に役割を求めるのであれば、制度設計や役割を明確にし、円滑な運用ができるよう国と地方の間で丁寧な協議すべきである。

また、「食料品の消費税率ゼロ」については、消費税込の約4割は地方財源であり、その減収は地方自治体の財政運営・社会保障施策に大きな影響を与えかねないため、地方財政への影響に留意して議論を進めるべきである。

⁶ 税（所得税、住民税、消費税）と社会保険料の合計額から児童手当等の現金給付の額を控除した額を世帯年収で除した割合。

おわりに

世界情勢が不安定化する中、我が国の社会経済も多くのリスクに晒されている。特に中東情勢の緊迫化については、石油製品・関連製品の供給不足や調達価格の上昇などによって、地方行財政への様々な影響が懸念される。

地方自治体は、予期せぬ事態が頻発する不透明な時代にあっても、将来にわたって、行政サービスを安定的かつ持続可能な形で提供し、誰もが安心して暮らせる地域を守り続けなければならない。

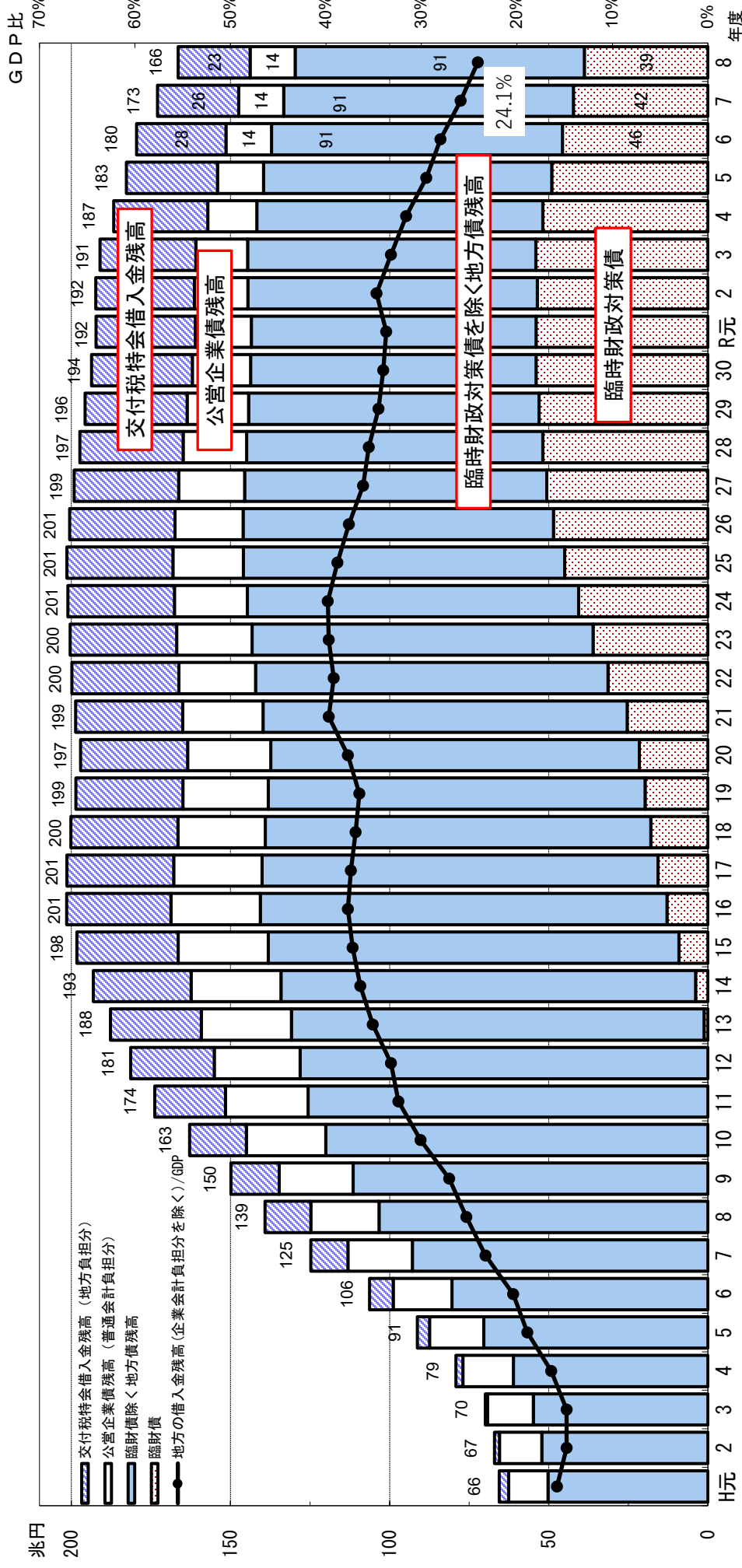
そのためには、応分の税負担に裏打ちされた、確固とした地方税財政の基盤を構築することが不可欠であり、地方税をはじめ地方交付税を含む一般財源総額が適切に確保される必要がある。

歴史を振り返ると、これまで我が国は様々な困難に直面してきたが、これらの困難を乗り越えることを新たな発展の契機としてきた。

不安定な中東情勢がいつまで続き、どの程度のインパクトを日本に与えるのかは、現時点では見通せない。国と地方が手を携えながらこれに対処するとともに、多様化・複雑化する諸課題を克服し、強く豊かな未来を実現させていくことを期待している。

地方財政の借入金残高の状況

資料1



※1 地方の借入金残高は、令和6年度までは決算ベース、令和7年度は地方財政計画（令和7年度は政府予算案等の国会修正を反映）等に基づく見込み。

※2 GDPは、令和6年度までは実績値、令和7年度は実績見込み、令和8年度は政府見通しによる。

※3 表示未満は四捨五入をしている。

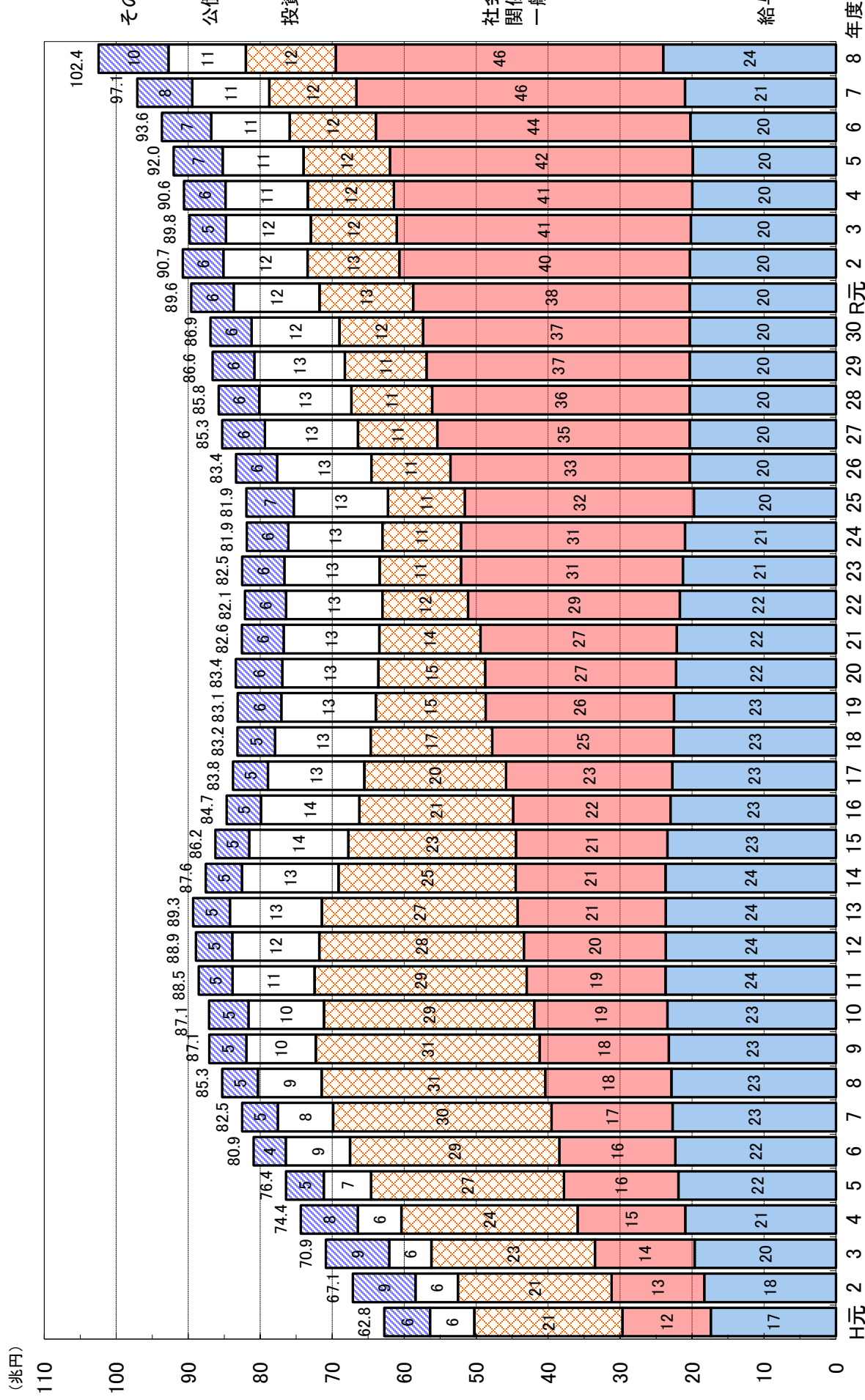
(参考) 公営企業債残高 (企業会計負担分) の状況

年度	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
公営企業債残高	19	20	21	22	24	25	26	28	29	30	31	32	33	33	33	33	32	32	31	30	30	29	28	27	26	26	24	24	24	23	22	22	21	21	21	20	20	21

(単位：兆円)

地方財政計画の歳出の推移

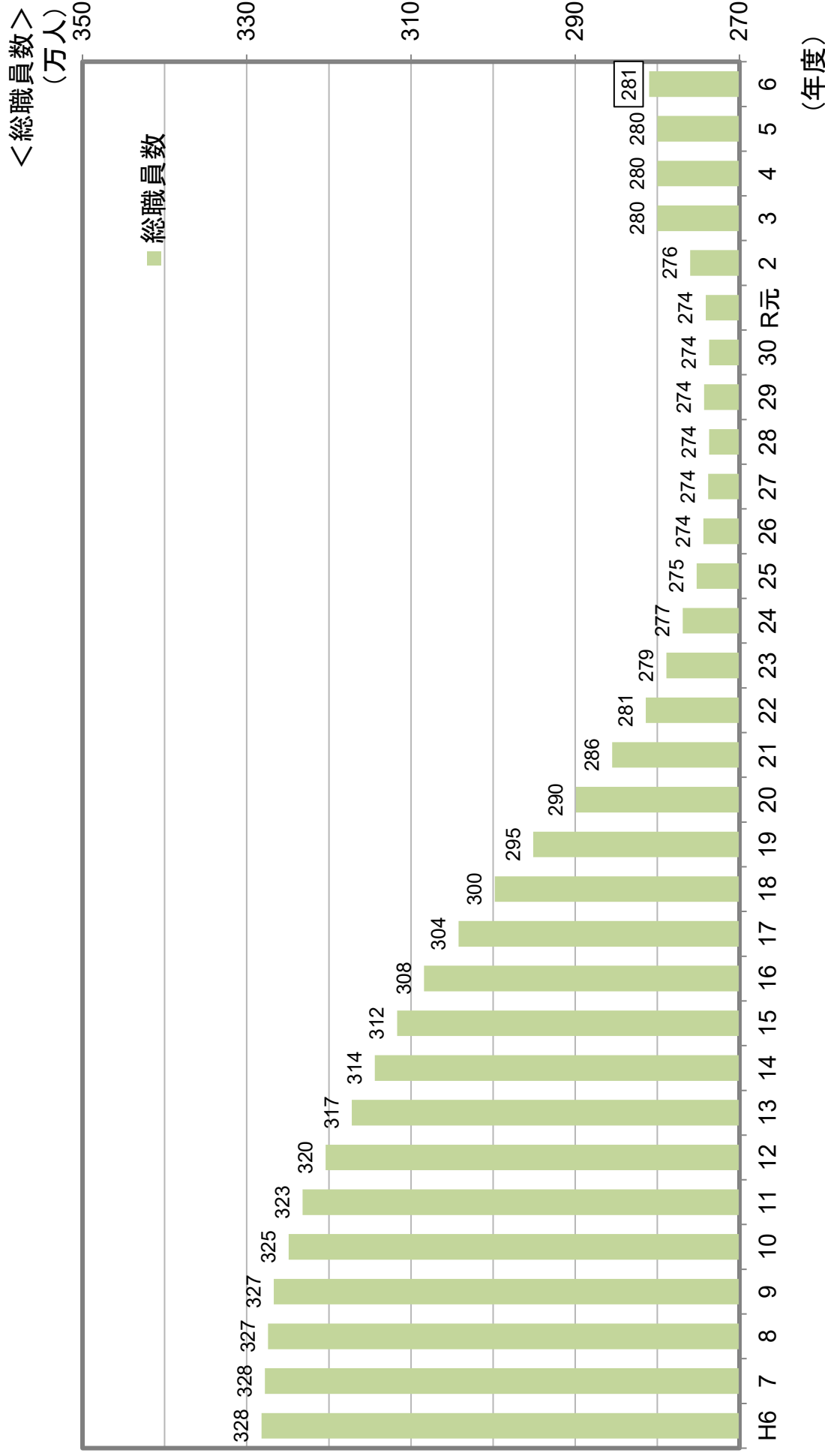
資料2



※ 令和7年度は令和7年度政府予算案等の国会修正を反映

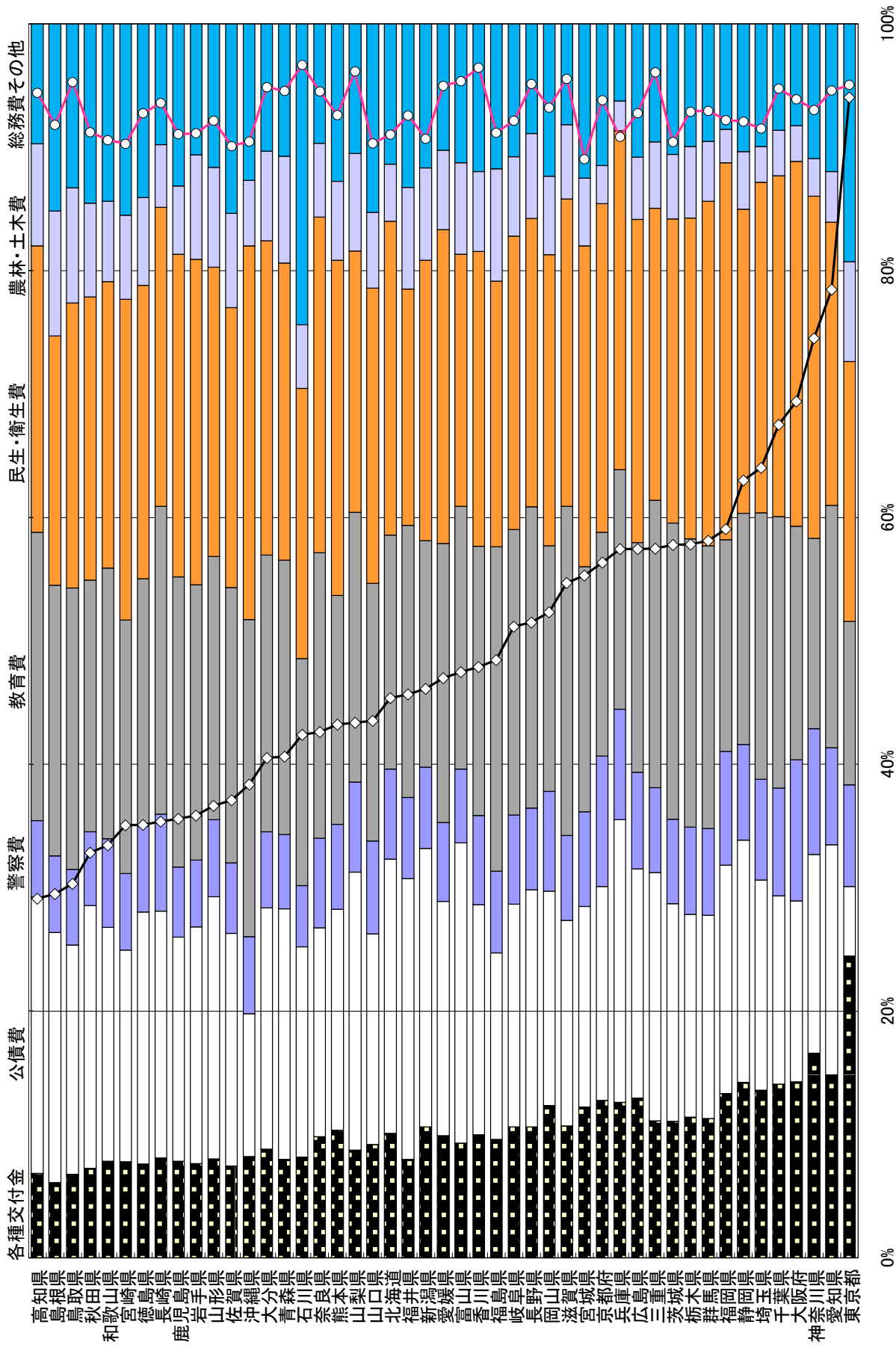
地方公務員の総職員数の推移

○ 令和6年度の総職員数は約281万人で、ピーク時(H6:約328万人)から約47万人(14%)減少。



地方交付税による財源保障・財源調整の状況

※ 令和6年度決算ベース



※ 各都道府県の順番は地方税割合の低い順

地方税割合
地方交付税+地方譲与税